

第 10 期の審議に関する主な論点について（案）

審議に当たっての基本認識

- プロセスとしての法曹養成制度により質の高い法曹が多数養成、輩出されるよう、法科大学院において優れた資質を有する志願者の一層の回復が必要であり、先の通常国会で成立した法科大学院関連法を踏まえ、法科大学院等の教育の更なる改善・充実方を検討する必要があること。
- 連携法曹基礎課程が法科大学院との連携のもと充実した教育を行うことを通じて、学部段階から明確な法曹志望を有する学生が、一人でも多く当該課程を選択し、法科大学院に進学することが期待されること。その際、多くの学生の時間的・経済的負担を軽減できるようにすることが重要であり、制度が安定的に運用されるに伴い、できる限り多くの希望する学生が、法学部 3 年で早期卒業して法科大学院に進学するルート（3 プラス 2）の対象となるよう、制度の詳細を検討する必要があること。
- 法科大学院の改革法により、学部入学から最短 6 年間で法曹資格が取得可能となることを踏まえ、法科大学院教育と司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方を検討する必要があること。
- グローバル化の更なる進展や、第 4 次産業革命によるビジネスモデルの転換等を踏まえた、我が国の成長を担う法曹・法律系人材の育成が必要であること。

個別の論点

（1）法科大学院における教育の充実について

- ・ 法科大学院において、各大学の特色を活かしつつ行う理論と実務を架橋する多様な教育を可能としつつ、①法曹となろうとする者に共通して必要とされる法律分野の学識及びその応用能力、②学生が興味関心に応じて選択する法分野の学識及びその応用能力、③法曹実務の基礎的素養等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するため、カリキュラムの在り方（法律基本科目、展開・選択科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目の単位数、履修科目の登録の上限等）をどのように考えるか。
- ・ 法科大学院在学中に要件を満たせば、司法試験を受験できることを踏まえ、法科大学院において充実した教育を行いつつ、当該学生に配慮したカリキュラム編成にはどのようなものがあるか。例えば、在学中に司法試験を受験できる学力を身に付けさせつつ、司法試験受験後の時期以降は先端的な科目やより実務に即した科目を充実させるなど、カリキュラム編成上の工夫が必要ではないか。
- ・ 在学中受験する学生としない学生、在学中受験で合格する者と不合格となる者が混在する中で、学生に対するきめ細かな指導を行う上で、どのような課題があるか。そ

の課題を解決するために必要となる方策とはどのようなものか。

(2) 法学未修者コース入学者に対する教育の在り方について

- ・ グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法の分野でその知見を活かせるようにすることが一層求められており、法学未修者コース入学者の3年間のカリキュラムをどのように考えるか。
- ・ 入学時点において法学に関する学識には差があるが、個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援を行う上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策とはどのようなものか。
- ・ 有職者が仕事を継続しながら法曹を目指せるような最先端のICT技術を活用した教育の在り方や教育手法、又は教育拠点の在り方についてどのように考えるか。

(3) 連携法曹基礎課程を始め法学部の教育の充実について

- ・ 連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図り、どのように教育の充実を図るか。
- ・ 法学部において、学生の多様な進路を踏まえつつ、教育の充実をどのように図るか。

(4) その他

- ・ 法学部と法科大学院を通じ、持続可能な形で高度な法学教育を提供できる体制を構築するべく、理論と実務に精通した研究者を養成するために必要な法科大学院と法学系大学院（修士課程・博士課程）との連携方策についてどのように考えるか。
- ・ 多くの法学部生・法科大学院生が予備試験を受験している現状についてどのように考えるか。